

2022年4月25日

関係各位

山交バス株式会社  
代表取締役社長 高橋 智

弊社中央整備工場への行政処分について

今般、国土交通省東北運輸局より、弊社が運営している中央整備工場において、道路運送車両法第94条の8第1項第5号および道路運送車両法第94条の3第1項の規程違反があったとして、当該工場の指定自動車整備事業の保安基準適合証等の交付停止を申し渡されましたのでご報告申し上げます。

お客様をはじめ関係者の皆様には多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしますこと、心よりお詫び申し上げます。業務体制の見直しを図り、皆様の信頼回復に向けて尽力してまいりますのでご理解を賜りたくお願いいたします。

記

1. 処分の概要

保安基準適合証、保安基準適合標章および限定保安基準適合証の交付停止命令  
(停止期間： 2022年4月29日～5月23日 25日間)

保安基準適合証の交付日から当該適合証により更新される車検有効期間の満了日までの期間のうち大部分の期間において自動車損害賠償責任保険(以下、「自賠責」という。)の未加入状況になるにも関わらず保安基準適合証を交付した事実によるもの

2. 処分に至った経緯

当該工場において、業務上の過失により自賠責の更新手続きを適切に実施しないままに保安基準適合証を交付し、結果として車検の有効期間内に自賠責の未加入期間を生じさせた事案1件が発生し、社内調査を実施したところ同様の事案が更に2件確認されたため、あわせて山形運輸支局に報告したものです。

3. 保安基準適合証等の交付停止期間の車検対応について

当該期間中に車検有効期間の満了日を迎えられるお客様におかれましては、ご意向を伺った上で適切に対応をさせていただきます。

以上